

## 別添 2

### 工事技術的難易度評価実施基準

#### (目的)

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国港建第110号。以下「評定要領」という。）第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

#### (対象工事)

第2 工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する港湾工事、海岸工事、空港工事、その他これらに類する工事とする。

#### (評価の時期)

第3 評価の時期は、発注時、工事の完成時とする。

#### (評価者)

第4 発注時及び工事完成時の技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、発注時は事務所長、工事完成時は総括技術評価職員とする。

#### (評価の方法)

- 第5 発注時の評価は、工事ごとに独立して、事務所長が行うものとする。
- 2 工事完成時の評価は、工事ごとに独立して、主任技術評価職員及び技術検査職員の意見を踏まえて、総括技術評価職員が行うものとする。
  - 3 発注時の評価は、工事において想定される事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」によるものとする。
  - 4 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1(2)「工事技術的難易度評価表」によるものとする。
  - 5 前項3及び前項4の評価は、別紙-1の方法により行うものとする。

#### (評価結果の報告)

第6 事務所長は、工事完成時の評価について評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長又は副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）に報告するものとする。

#### (評価結果の通知)

第7 局長等又は事務所長は、工事完成時の評価について別紙第1「請負工事成績評定通知書」により、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式第1(1)

発注時工事技術的難易度評価表

平成 年 月 日作成  
地方整備局 事務所

入札契約方式			
工事名			
契約金額(予定)		(予定ランク、発注ランク)	
契約番号		工期(予定)	平成 年 月 日～平成 年 月 日
評価者			
評価項目及び評価			
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②地質	
		③地形・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤工事区域	
		⑥作業用道路・ヤード	
		⑦供用規制	
		⑧その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因			
工事区分 (構造形式・工法分類)		「易、やや難、難」評価	
		工事難易度評価(I～VI)	

注) 1. 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。  
 2. 小項目の評価で該当がないものは欄に - を記入する。  
 3. 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

別記様式第1(2)

工事技術的難易度評価表

平成 年 月 日作成  
地方整備局 事務所

入札契約方式				
工事名				
契約金額	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
請負者名				
総括監督員氏名	CORINS登録番号			
評価項目及び評価				
大項目	評価	小項目	評価	評価内容
1. 構造物条件		①規模		
		②形状		
		③その他		
2. 技術特性		①工法等		
		②その他		
3. 自然条件		①湧水・地下水		
		②地質		
		③地形・ヤード		
		④気象・海象		
		⑤その他		
4. 社会条件		①地中障害物		
		②近接施工		
		③騒音・振動		
		④水質汚濁		
		⑤工事区域		
		⑥作業用道路・ヤード		
		⑦供用規制		
		⑧その他		
5. マネジメント特性		①他工区調整		
		②住民対応		
		③関係機関対応		
		④工程管理		
		⑤品質管理		
		⑥安全管理		
		⑦その他		
6. 特別考慮要因				
工事区分 (構造形式・工法分類)			「易、やや難、難」評価	
			工事難易度評価(I～VI)	

注) 1. 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。  
 2. 小項目の評価で該当がないものは欄に - を記入する。  
 3. 入札契約方式は、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札などを記入する。

## 工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第 1」の記入は、次の手順により行うものとする。

### 手順 1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を別記様式第 1 に記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－ 2 「工事区分表 1」および「工事区分表 2」による。

### 手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－ 3 「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」およびの評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 に記入する。

### 手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表－ 1 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 に記入する。

表－ 1 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

【工事区分表1に該当する場合】

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2-1の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

表-2-1 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> <li>大項目の評価にA判定が2つ以上ある。</li> <li>大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以上ある。</li> </ul>
やや難	<ul style="list-style-type: none"> <li>大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2個以下である。</li> <li>大項目の評価にB判定が2つ以上あり、かつA判定がない。</li> </ul>
易	<ul style="list-style-type: none"> <li>大項目の評価にA若しくは、B判定がない。</li> <li>大項目の評価にB判定が1つあり、かつA判定がない。</li> </ul>

「易、やや難、難」と大項目評価との関係

		大項目 Aの数					
		0	1	2	3	4	5
大項目 Bの数	0	易				難	
	1		やや難		難		
	2			難			
	3	やや難					
	4		難				
	5						

【工事区分表2に該当する場合】

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2-2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以

下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判断してもよいものとする。

表-2-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判断してもよい。</li> </ul>
やや難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。</li> </ul>
易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA若しくは、B判定がない。</li> </ul>

「易、やや難、難」と大項目評価との関係

		大項目 Aの数					
		0	1	2	3	4	5
大項目 Bの数	0	易				難	
	1		やや難		難		
	2			難			
	3	やや難					
	4		難				
	5						

#### 手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙-4「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「I～VI」の評価を行い、別記様式第1に記録する。

工事区分表 1

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
港湾、港湾 海岸	航路泊地	浚渫揚土工事
	防波堤	防波堤工事（ケーソン式）、（ブロック式）
	離岸堤、突堤	防波堤工事に準ずる。
	護岸	岸壁工事（杭式栈橋を除く）に準ずる。
	岸壁	岸壁工事（杭式栈橋を除く）、（杭式栈橋）
	沈埋トンネル	沈埋トンネル工事
	その他	地盤改良工事、捨石基礎工事、ブロック類製作工事、ケーソン製作工事
空港	基本施設舗装	空港土工事、空港舗装工事
	用地造成	空港土工事
	その他	排水工事（カルバート含む）、地盤改良工事
その他	その他	

工事区分表 2

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
港湾、港湾 海岸	養浜・覆砂	
	流路工	
	橋梁上部	R C 橋、P C 橋、鋼橋、床版工（鋼橋）
	橋梁下部	R C 橋脚・橋台、鋼製橋脚・橋台、合成構造橋脚・橋台
	道路舗装	セメントコンクリート舗装、アスファルト舗装、ブロック舗装
	道路トンネル	シールド工法、開削工法
	道路共同溝	シールド工法、推進工法、開削工法
	道路付属施設	
	カルバート工（道路）	
	擁壁工（道路）	
	道路排水工	
	電線共同溝（道路）	
	公園	
	堰・水門	
その他		
その他	その他	

## 工事難易度評価の小項目別運用事項

大項目	小項目	評価対象事項
1.構造物条件	①規模	対象構造物の水深・高さ、延長、施工（断）面積、全断面・部分断面の施工、施工深度、陸上等からの離岸距離、ケルの回航距離等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（特殊ケル）、法線の曲線等
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事
2.技術特性	①工法等	工法、使用船舶・機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等 <small>注)</small>
3.自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②地質	土質条件、支持地盤等の状況
	③地形・ヤード	海域・河川内・急峻な地形条件下等、工事中道路・作業パース等の制約
	④気象・海象	波浪、うねり、視界、透明度、雨、雪、風、気温等の影響、潮待ちの有無等
	⑤その他	海域における潮流、地滑り等の地質条件、急流河川における水流等の影響、動植物等に対する配慮等
4.社会条件	①地中障害物	埋設物等の障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき養殖漁業、鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物、空港の制限区域等
	③騒音・振動	周辺住民に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤工事区域	航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制
	⑥作業用道路・ヤード	港湾施設の供用による制約、生活道路を利用した資機材搬入等、工事中道路の制約、路面覆工下、高架下等の作業パースの制約等
	⑦供用規制	供用中の港湾施設等の利用の規制を伴う作業、現道上での交通規制を伴う作業
	⑧その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理、粉塵対策等
5.マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整、作業等調整
	②住民対応	漁業者・海事関係者・近隣住民・プロパティ所有者等との対応
	③関係機関対応	関係行政機関、公益事業者、関係民間団体・企業との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質・出来形管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	作業船の回航、作業船避難場所の確保、潜水作業の鯨対策等の危険作業、高所作業、夜間作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕以下の3ランクの評価を行う。

A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・特性」

B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」

C：一般的に生じる、または、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

注) 標準型及び高度技術提案型総合評価落札方式に限る

工事区分別の技術的難易度対応表

手順4の「易、やや難、難」判定を踏まえ、工事区分に応じ、以下のⅠ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
港湾、 港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤 工事(ブロック式)、岸壁工 事(杭式栈橋を除く)、地盤改 良工事、捨石基礎工事、 ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式)、 岸壁工事(杭式栈橋)			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
	養浜・覆砂	易	やや難	難			
	流路工事	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部 工、道路共同溝(推進 工法、開削工法)、電 線共同溝(道路)		易	やや難	難		
	道路トンネル(シールド工法、 開削工法)、道路共同 溝(シールド工法)				易	やや難	難
	道路舗装、道路附属施 設、カルバート工(道路)、 擁壁工(道路)、道路 排水工	易	やや難	難			
	堰・水門		易	やや難	難		
	公園	易	やや難	難			
空港	空港土工事、 排水工事(カルバート含む)	易	やや難	難			
	空港舗装工事、 地盤改良工事		易	やや難	難		

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係から類推する。